

答 申 第 252 号

令和8年5月20日

神 戸 市 長
久 元 喜 造 様

神戸市情報公開審査会
会長 中原 茂樹

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

(答 申)

令和7年10月9日付神行総第282号の2により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

路上喫煙対策会議の議事録等の部分公開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

処分庁が非公開とした部分のうち、「喫煙所整備経費補助金に係る文書」の申請者である法人担当者名については、公開すべきであるが、「第14回四都市路上喫煙対策会議（摘録）」の一部を非公開としたことは妥当である。

2 審査請求の趣旨

- (1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、令和6年12月6日受付で以下の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

〔公開を請求する公文書の内容〕（本件審査請求に係る部分のみ抜粋）

① 喫煙所整備経費補助金に係る事前相談、交付申請、交付決定、事業着手、実績報告、補助金額確定通知、補助金交付請求、補助金交付に係る起案決裁供覧文書一式（令和6年11月1日以降）

② 令和5年12月13日に開催された「第14回四都市路上喫煙対策会議」の摘録

- (2) 市長（以下「処分庁」という。）は、令和6年12月20日、本件請求のうち上記(1)①に対して「喫煙所整備経費補助金に係る文書」（以下「本件公文書1」という。）を特定し、そのうち特定個人の氏名、電話番号、写真、印影を条例第10条第1号アに該当するとして、また、補助金の交付を受けた法人の取引先情報、賃貸借契約書、電話番号を条例第10条第2号アに該当するとして非公開とし、上記(1)②に対して「第14回四都市路上喫煙対策会議（摘録）」（以下「本件公文書2」という。）を特定し、そのうち各都市における指導員等による取締に関する議事録及び過料徴収の方法に関する議事録を条例第10条第5号アに該当するとして、また、大阪市の喫煙所の寄贈に関する議事録を条例第10条第5号イに該当するとして非公開とする部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

- (3) これに対し、請求人は、令和7年3月31日受付で、本件公文書1のうち、「株式会社〇〇・〇〇営業所の代表者の氏名」の公開及び「本件公文書2」の全部公開を求める審査請求を行った。

3 請求人の主張

令和7年3月31日受付の審査請求書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 本件公文書1に記載される非公開情報1は、法人等の代表者等が職務として行う行為等の当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報であることからすると、条例第10条第1号に規定する個人情報に該当しない。

(2) 本件公文書2には、条例第10条第5号ア及びイに該当する情報は記録されていない。

4 処分庁の主張

処分庁の主張を、令和7年4月21日受付の弁明書、令和8年2月16日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 本件公文書1について

株式会社〇〇・〇〇営業所の社員は、代表権のない社員である。

最高裁判所平成10年(行ヒ)第54号「公文書非公開決定処分取消請求事件」(平成15年11月11日判決)の判例によると、「個人に関する情報」については個人の思想、信条、健康状態、所得、学歴、家族構成、住所等の私事に関する情報に限定されるものではなく、個人にかかわりのある情報であれば、原則として「個人に関する情報」に当たると解するのが相当である。そして、法人その他の団体の従業員が職務として行った行為に関する情報は、職務の遂行に関する情報ではあっても、当該行為者個人にとっては自己の社会的活動としての側面を有し、個人にかかわりのあるものであることは否定することができない。そうすると職務の遂行に関する情報も原則として「個人に関する情報」に含まれるというべき」とされている。上記理由により、代表権のない社員の氏名(以下「非公開情報1」という。)は公にしないことが正当であると認められ、条例第10条第1号アに定める非公開情報に該当する。

また、非公開情報1は、当該会社のホームページや組織図などでは確認できず、一般に公表されていない。

(2) 本件公文書2について

本件公文書2には、各都市における指導員等による取り締まりの現状及び大阪市の喫煙所の寄贈に関する議事録が含まれている。

会議では、各都市における指導員等による取り締まりや過料徴収の方法について議論・意見交換されており、これらの議事録(以下「非公開情報2」という。)を公開すると、実施機関が行う法令等の違反の取り締まりを逃れる行為を容易にし、当該事務の適正な遂行に著しい支障が生じると認められ、条例第10条第5号アに定める非公開情報に該当する。

また、大阪市の喫煙所の寄贈に関する議事録(以下「非公開情報3」という。)に関して、調整中で未確定の喫煙所の寄贈に関する交渉事務の情報であって、公開すれば、喫煙所の寄贈に支障をきたす恐れがあり、大阪市の喫煙所配備という路上喫煙対策事業の遂行に著しい支障を生じると認められ、条例第10条第5号イに定める非公開情報に該当する。

5 審査会の判断

(1) 本件公文書1について

①争点

請求人は、非公開情報1は、法人等の代表者等が職務として行う行為等の当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報であることから、条例第10条第1号に規定する個人情報に該当しないと主張している。

これに対し処分庁は、当該法人担当者は代表権のない社員であり、最高裁判所平成10年(行ヒ)第54号「公文書非公開決定処分取消請求事件」平成15年11月11日判決(以下「判決」という。)を踏まえると、代表権のない社員の氏名は公にしないことが正当であると認められ、条例第10条第1号アに定める非公開情報に該当すると主張している。

したがって、本件における争点は、非公開情報1の条例第10条第1号アの該当性である。

②判決内容

処分庁が主張の中で参照した判決においては、法人その他の団体の従業員が職務として行った行為に関する情報について、次のことが判示されている。

ア 「法人その他の団体の従業員が職務として行った行為に関する情報は、職務の遂行に関する情報ではあっても、当該行為者個人にとっては自己の社会的活動としての側面を有し、個人にかかわりのあるものであることは否定することができない。そうすると、上記の職務の遂行に関する情報も、原則として、同号(当時の大阪市公文書公開条例第6条第2号)にいう「個人に関する情報」に含まれるというべきである。」

イ 「もっとも、同条(当時の大阪市公文書公開条例第6条)は、2号において「個人に関する情報」から「事業を営む個人の当該事業に関する情報」を除外した上で、3号において「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」と定めて、個人に関する情報と法人等に関する情報とをそれぞれ異なる類型の情報として非公開事由を規定している。これらの規定に照らせば、(中略)法人等を代表する者が職務として行う行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、専ら法人等に関する情報としての非公開事由が規定されているものと解するのが相当である。したがって、法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報は、同条2号の非公開情報に当たらないと解すべきである。」

ウ 「そして、このような情報には、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報のほか、その他の者の行為に関する情報であっても、権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報が含まれると解するのが相当である。」

本市の条例においても、個人に関する情報等を規定する「プライバシー情報」(第10条第1号)と「法人等情報」(第10条第2号)とをそれぞれ異なる類型の情報

として非公開事由を規定しており、これは判決の対象となった条例と同様であることから、非公開情報1の条例第10条第1号アの該当性について、判決の上記イ及びウを踏まえて以下に検討を行う。

③条例第10条第1号アの該当性について

審査会が本件公文書1を見分したところ、非公開情報1は、本件公文書1のうち、喫煙所整備経費補助金（以下「補助金」という。）交付申請書、補助金交付決定通知書、並びに交付決定の決裁起案文及び添付資料に、申請者として記載されている株式会社〇〇・〇〇営業所長の氏名であることが認められた。また、補助対象となった喫煙所は、〇〇営業所長の管轄する店舗に併設される形で整備されていることが認められた。

さらに、処分庁に確認したところ、補助金の振込口座は、株式会社〇〇名義であることが判明した。

このことから、当該喫煙所の整備は、株式会社〇〇の事業活動の一環として行われ、その補助金申請事務に関して〇〇営業所長が株式会社〇〇の権限を付与されて行ったものと認められることから、非公開情報1は上記判決ウの「権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報」に該当し、上記判決イ「当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報」に該当することから、条例第10条第1号アには該当しないと判断する。

なお、非公開情報1を公開することが当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められないことから、条例第10条第2号にも該当しないと判断する。

以上のことから、非公開情報1については公開すべきである。

(2) 本件公文書2について

①争点

審査会が見分したところ、本件公文書2は大阪市、京都市、堺市及び神戸市の所管部署が参加して行われた路上喫煙対策に関する会議の議事録であり、非公開情報2には、各都市における指導員等による取締に関する発言内容及び過料徴収の方法に関する発言内容が記載されており、非公開情報3には、大阪市の喫煙所の寄贈に関する発言内容が記載されていることが認められた。

処分庁は、非公開情報2が公開されると、各都市における指導員等による取り締まりや過料徴収の方法が明らかとなり、各都市が行う法令等の違反の取り締まりを逃れる行為を容易にし、当該事務の適正な遂行に著しい支障が生じると認められるため、非公開情報2は条例第10条第5号アに該当する。また、非公開情報3が公開されると、大阪市における喫煙所の寄贈に支障をきたす恐れがあり、大阪市の路上喫煙対策事業の遂行に著しい支障が生じると認められるため、非公開情報3は条例第10条第5号イに該当する、と主張している。

これに対し請求人は、本件公文書2には、条例第10条第5号ア及びイに該当する情報は記録されていないと主張している。

したがって、本件における争点は、非公開情報2の条例第10条第5号ア及び非公開情報3の同条同号イの該当性である。

以下、検討する。

②条例第10条第5号アの該当性について

非公開情報2については、路上喫煙者に対する指導員等による取り締まりや過料徴収における具体的な対応方法や各都市が抱えている課題について、各都市の担当者が率直な意見交換を行った内容が記載されている。これらの情報が公開されると、各都市における喫煙禁止地区での違反者の取り締まり方針や過料未払者への対応方針が明らかとなり、処分庁もしくは他の地方公共団体が行う喫煙禁止地区における取り締まり等を逃れ、違法または不当な行為を著しく容易にすると認められる。

したがって、処分庁が非公開情報2を条例第10条第5号アに該当するとして非公開とした決定は妥当である。

③条例第10条第5号イの該当性について

非公開情報3については、大阪市内に整備される喫煙所のうち、大阪市が特定事業者から寄贈を受ける予定で調整中の喫煙所の整備に関する情報である。これらの情報が公開されると、当該事業者との信頼関係が損なわれ、当該案件及び今後の当該事業者の寄贈の意思に影響を及ぼすおそれがあるほか、他の事業者からの寄贈の意思にも影響を及ぼすおそれがあり、大阪市の財産上の利益又は当事者としての地位が著しく損なわれると認められる。

したがって、処分庁が非公開情報3を条例第10条第5号イに該当するとして非公開とした決定は妥当である。

(3) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審 査 会	経 過
令和7年3月31日	—	* 請求人から審査請求書を受理
令和7年4月21日	—	* 処分庁から弁明書を受理
令和7年10月9日	—	* 諮問書を受理

令和8年2月16日	第387回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
令和8年4月8日	第389回審査会	* 審議
令和8年5月15日	第390回審査会	* 審議